

平成 2 8 年

8月 総会（定例農業委員会）

議 事 録

日 高 村 農 業 委 員 会

平成28年 8月総会（定例農業委員会）議事録

1. 平成28年 8月9日(火) 午後1時00分～ 商工会 2階
2. 出席委員 12名
(事務局) 4名
欠席委員 2名
3. 議事録署名人 14番 1番
4. 議案
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)
第4号議案 非農地証明願について(2件)
5. その他

開会 午後1時00分

会長:定刻になりましたので、農業委員会を始めます。

本日の出席は過半数に達しておりますので会は成立しております。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

権利取得者が村内

(事務局説明)

譲渡人 ●●さん ●●村 ●● ×××番地

譲受人 ●●さん ●●村 ●● ××番地×

申請地 ●●村 ●●字●●●●×××番地 登記簿 畑 現況 畑 面積 276 m²

売買による所有者移転となっています。

申請人の耕作状況についても課税面積も要件を満たしている

(現地確認農業委員報告)

会長・委員1名・事務局2名で現地調査

現地は以前より残土で埋め立てはしていたが、耕作はされていなかったようであるが、問題はなしと判断しました。審議をお願いします。

(事務局から審査基準・判断根拠・判断結果の説明)

別紙の「農地法第3条調査書」の記載のとおり、農地法第2項第1号から同法第2項第7号のいずれの項目とも「該当しない」ことから、本案件は「許可相当」と判断される。

(質問) なし

(採 決) 全員賛成

この件については全員賛成により「許可」することを承認しました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
墓地建設のため農地転用

(事務局説明)

申請人 ●●さん ●●村 ●● ×××番地

申請地 ●●村 ●●字●● ××番× 登記簿 畑 現況 畑 面積 36 m²

転用の目的 墓地建設

事業計画・利用計画図・誓約書等提出済み

保健所からの設置許可も受けている

(現地確認農業委員報告)

会長・委員3名・事務局2名で現地調査

問題ないとの判断をしました。 審議をよろしく申し上げます。

(事務局から審査基準・判断根拠・判断結果の説明)

議案書の「現地調査報告書」に記載のとおり、農地法第4条の審査基準についてい
ずれも満たしていることから、本案件は「許可相当」とであると判断される。

(質 問) なし

(採 決) 全員賛成

この件については全員賛成により「許可相当」とし、県に意見送致することとする。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

(事務局説明)

貸 人 ●●さん ●●村 ●● ××××番地

借 人 ●●村 ●●● 字●●● ××××番地× 地目 田 現況 休耕
面積 740 m²の内 323.47

転用の目的 住宅を建築

使用貸借である

分筆して宅地に転用

(現地確認農業委員報告)

会長・委員2名・事務局1名で現地調査

現況は休耕地である。宅地にすれば水路について確認が必要。審議をよろしくお願
いします。

(事務局から審査基準・判断根拠・判断結果の説明)

議案書の「現地調査報告書」に記載のとおり、農地法第5条の審査基準についてい

ずれも満たしていることから、本案件は「許可相当」と判断される。

(質 問)

委 員：排水の件、土地の盛り土の件、残地の農地管理について、事務局よりきちんと確認の必要がある

事務局：水路については計画図が提出されている

委 員：残地について、農地管理をしてもらうように、あやふやにならないようにしてほしい

(採 決) 全員賛成

この件については全員賛成により「許可相当」とし、県に意見送致することとします。

第4号議案 非農地証明願について①

(事務局説明)

申請人 ●●さん ●●村 ●●● ××××番地

申請地 ●●村 ●●● 字●●●●● ××××番× 地目 畑 260 m²

平成27年5月に5条申請が出されて、村は承認したが、県が2種農地として転用不許可であると判断された経緯がある

平成16年より非農地となっている現状であり、現在は○○さんに貸している状態であるので、非農地願申請が出された

(現地確認農業委員報告)

会長・委員2名・事務局2名で現地調査

柿木は植えているだけであり、更地として駐車場のようになっている

耕作は無理な状態であると判断しました。審議をお願いします。.

(質 問)

委 員：元々は畑であったのか

事務局：そうです

委 員：県が不許可となった経緯があるのに、問題はないのか

事務局：写真で確認していただければ分かるが、田と引っ付いているのは法面であるので、県は図面のみで判断しているが実際は法面であったところを駐車場として確保して残りは法面のままの状態为非農地状態である。

委 員：これで非農地とした場合県へはそれで通るのか

事務局：非農地証明は村の判断なので、県へはいかない

この件については全員賛成により承認された。

非農地証明願②

(事務局説明)

申請人 ●●さん ●●町 ●●● ×××番地

申請地 ●●村 ●● 字●●●●● ×××番 地目 畑 1729 m²

平成10年ごろから、田中建設が資材置き場として使っている

今更、農地として活用はできない状態である

周りも資材置き場である

雑種として固定資産税も課税しており、田中建設が買収する予定となっている

(現地確認農業委員報告)

会長・委員3名・事務局2名で現地調査

現在は資材置き場として使用しており、10年以上経過していますし、まわりもかなり広い範囲で資材置き場となっておりますことから農地としての活用は難しいと判断しました。ご審議をお願い致します。

(質 問)なし

この件については、全員賛成により承認されました。

その他

(事務局報告)

集落営農補助金活用の提案について説明

農業委員会としては異議なしとして承認される

会 長：農業新聞促進活動については目標数を達成したとの報告をさせていただきます。

事務局：農地利用状況調査について説明

資料等は来週準備しておきますので取りに来てください。

会 長：それでは他になければ、以上で平成28年8月農業委員会を閉会致します。

閉 会 午後3時00分